

交規甲達第1号
令和4年3月4日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

道路使用許可及び自動車の保管場所証明書交付手数料等の免除の取扱いについて

道路使用許可申請手数料、道路使用許可証再交付手数料、保管場所証明書交付手数料、保管場所標章交付手数料及び保管場所標章再交付手数料(以下総称して「手数料」という。)の免除については、福井県公安委員会等手数料徴収条例(平成12年福井県条例第30号。以下「条例」という。)により実施しているところ、その範囲について下記のとおり定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないよう、適正な運用を図られたい。

なお、道路使用許可及び自動車の保管場所証明書交付手数料等の免除の取扱いについて(平成24年交規甲達第3号)は、令和4年3月31日をもって廃止する。

記

1 道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を免除する者

(1) 条例第5条第2号(手数料を納付すべき者が国又は地方公共団体であつて公益上必要があると認めるとき)の範囲

ア 国

国とは、国家行政組織法(昭和23年法律第129号)第3条の別表第1に掲げるもの及びこれらの出先機関並びに下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和22年法律第63号)に定めるものをいい、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に規定する独立行政法人は、含まない。

イ 地方公共団体

地方公共団体とは、県、市町及びこれらの出先機関をいう。

(2) 条例第5条第3号(公益上特に必要があると認めるとき)の範囲

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び高等専門学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園が行う、マラソン大会、競歩大会、交通安全教室、チャリティーバザー、募金活動、学校祭等の行事であつて、教育上の目的のための道路使用をいう。

イ 国又は地方公共団体が行う地域の防犯及び交通事故防止の事務に対して協力しようとする目的のための道路使用をいう。

ウ 道路使用許可が、集会、集団行進および集団示威運動に関する条例(昭和25年福井県条例第68号)に規定する、集団行進、集団示威運動等の公安委員会の許可と重なる場合をいう。

2 保管場所証明書交付手数料、保管場所標章交付手数料及び保管場所標章再交付手数料を免除する者

条例第5条第2号に規定する者のみとし、その解釈は、1の道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を免除する者の場合と同様である。